

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 6 月 16 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700010号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700121号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成26年6月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年6月から同年8月までの期間は41万円から50万円、同年9月から同年12月までの期間は41万円から47万円とする。

平成26年6月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年6月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成26年9月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を上記1の訂正後の47万円から50万円に訂正することが必要である。

なお、平成26年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額47万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年6月1日から平成27年1月1日まで

請求期間は、事業所の錯誤による届出により標準報酬月額の記録が41万円となっていたが、平成29年2月に記録の訂正届が提出され、標準報酬月額の記録は50万円に訂正された。しかし、訂正後の記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっており、記録どおりの保険給付が受けられないので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。また、標準報酬月額の記録は、保険給付に反映されなくとも正しい記録を残してほしい。

第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によれば、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初41万円と記録さ

れていたところ、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得時報酬訂正の届、以下「報酬訂正届」という。）により、50万円に訂正されていることが確認できる。

一方、事業主から提出された賃金台帳及び報酬訂正届並びに請求者から提出された給与明細書により、請求者は請求期間において、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高額の保険料を控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は日本年金機構の回答による資格取得時の標準報酬月額から、平成26年6月から同年8月までの期間は50万円、同年9月から同年12月までの期間は47万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の報酬訂正届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成29年2月15日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 事業主から提出された報酬訂正届及び日本年金機構の回答によると、標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額は50万円であることが確認できることから、平成26年9月1日から平成27年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記1の訂正後の47万円から50万円に訂正することが必要である。

なお、平成26年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額47万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。